

「広島県手話言語条例（仮称）」素案に対する意見と対応方針（案）について

項目	委員からの御意見	県の対応方針（案）
(条例名) 広島県手話言語条例		
前文	(俵委員) 概ね、良いと思います。前にも言ったと思いますが、障害者の「害」を「がい」にはしないのですね？	本県では、法律に則った表記として、「障害」の表記を原則としていますが、今後の対応については、文化審議会国語分科会などの国の動向等を注視しながら、検討をしてまいります。
1 目的	(橋本委員) 「手話を必要とする者」の表現が限定的。高齢者や中途失聴者も含めるようなインクルーシブな表現が必要。	御意見及び「手話に関する施策の推進に関する法律」での記載を踏まえ、「手話言語を必要とする障害児及び障害者（以下「手話言語を必要とする者」という。）」を「手話言語を必要とする者」と修正します。
2 基本理念	(橋本委員) 「尊重」では弱く、手話使用は言語権に基づく基本的人権であることを明記すべき。	ここでは、「人格及び個性」を尊重することとしており、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法で明記された「手話が言語であるという認識の普及」を本条例の目的としています。
3 言語としての手話の認識	(橋本委員) 手話を「言語」として認識することが求められるが、県民の「理解」任せでは不十分。制度的保障も検討を	「手話が言語であるという認識の普及」を本条例の目的としており、本条例に則り、県は県民の理解促進に必要な施策を行ってまいります。
4 手話の習得の機会の確保	(橋本委員) 実効性のある指標や実施体制の明示が必要	条例の進捗状況の評価や施策を総合的に推進するため「7 推進体制」を設けています。
5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援	(俵委員) 学校に対する提供、助言はとても良い。 実行（実施）するための時間の確保、教員の指導力のレベルUPも必要と考える。 (橋本委員) 単なる「助言」ではなく、教職員向け手話研修や教材整備など、制度化が必要。	あいサポート運動による学校向けの出前講座や、講師の斡旋等を通じて、学校における実行のサポートに取り組んでまいります。また、手話以外の意思疎通手段についても、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例において同様に取組予定です。 なお、手話の技能を有する教員の養成については、手話施策推進法で定められており、法と一体的に推進していきます。
6 事業者に対する手話の習得の機会の確保の支援	(俵委員) 事業者側のメリットも考える必要があると思う。 受け入れる環境設備・助言・支援は大切だけれど、受け入れたら何が事業側にもプラスになっていくかも整えてあげてほしい (橋本委員) 支援対象に中小企業への配慮を含めると実効性が高まる。費用助成等の施策も検討を	あいサポート運動による業界団体や企業への出前講座や、他課との連携等を通じて、事業者側のメリット等の周知についても取り組んでまいります。また、手話以外の意思疎通手段においても、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例において同様に取組予定です。事業者へ大きな負担が発生することは想定していませんが、事業者の行動変容を促す施策の検討に当たっては、御意見を参考にさせていただきます。
7 推進体制	(俵委員) 推進体制整備は大切です。さらに、整えるだけに終わらず、よりよいものに進化させる為に意見交換後の取り入れ方がより大切。 (橋本委員) 評価や協議の場に当事者の参画を明記することが重要（単なる「意見交換」では不十分）。	条例の進捗状況の評価するとともに、手話言語の認識の普及及び手話の習得の機会の確保に係る施策を総合的に推進するため、広島県自立支援協議会に意思疎通支援部会（仮称）の設置を計画しており、条例に関連する当事者団体の参加も想定しています。
8 財政上の措置	(橋本委員) 予算措置の確保を「講ずる」義務へ格上げを	他の条例とのバランスや財源には限りがあること等から努力義務とさせていただきますが、必要な予算の確保に努めてまいります。
その他	(俵委員) 障害（がい）者側も色々な制度や体制を整えてもらうばかりではなく自分達は何が貢献できるか、自分達がいることで良い影響が与えられるかを具現化できる環境整備も必要と考える	「手話言語条例」については、「手話が言語であるという認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めることとしています。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「6 県民の役割」で、障害者は、県の施策に協力するとともに、当事者としての要望や意見を積極的に表明するよう努めるとしています。

項目	委員からの御意見	県の対応方針（案）
	<p>(橋本委員) 手話通訳者等の人材確保・養成制度が未記載。通訳派遣体制の強化が不可欠</p>	<p>「手話言語条例」については、「手話が言語であるという認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めることとしています。御意見の内容については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「11 意思疎通支援者の人材確保、養成等」で記載しています。</p>